

種苗名称登録と農産種苗法

このたび当社のほうれんそうニューサッポロが、種苗の名称登録をうけましたが、これはどんな意義があるのか、またこの制度を規定する農産種苗法とはどのような法律なのか、簡単に解説いたします。

制定 農産種苗法は昭和22年10月2日法律第115号により制定され、昭和23年3月31日より施行されている法律です。

目的 農業生産の基本となる種苗のうち、消費されるほとんどが販売種苗に依存しているもの——したがって野菜種子に限定せず、繁殖用果樹苗木、花き種苗も含めて——について 素質の維持、改善、向上をはかり 農業生産の安定と生産性の向上をはかることを目的とした法律です。

構成 次の二つが構成の骨子です。

- ① 健全な販売種苗の流通をはかるため、種苗検査を実施すること。
- ② 品種改良の促進のため民間育種の助長を促す種苗名称登録制度を設ける。

保証種子の検査 対象種苗としては、イネ、オオムギ、ハダカムギ、コムギ、ダイズ以外の農作物で繁殖のために用いられる種子、果実、茎、根、母木、苗、苗木、穂木、台木で農林大臣の指定するもの。現在野菜56種、果樹18種、花き180種がある。このうち販売にあたって証票を添付するためとくに指定する保証種苗は、野菜28種（だいこん、かぶ、はくさい、こもちかんらん、球形かんらん、はなやさい、ちしや、セルリー、みつば、つけな、かんらん、ねぎ、たまねぎ、なす、トマト、とうがらし、きゅうり、しろりり、かぼちゃ、すいか、まくわ、いんげん、えんどう、そらまめ、スイートコーンの種子、ごぼう、にんじん、ほうれんそうの果実）果樹の

苗木14種、花きの球根、苗および苗木14種であります。

保証種子の表示 保証種子には、品種名、生産地、採取年月、発芽率、容量、取扱業者名など7項目の保証事項を記入した証票を添付または掲示することになっております。

検査の実施 農林省蚕糸園芸局野菜花き課、平塚、大阪、久留米分室の検査官（現在12名）が任意立入検査を行なっています。検査の内容としては、通常表示、発芽検定、病虫害検定、品質検定（ほ場検査）が行なわれています。

名称登録制度の目的

- ① 優秀な新品種を育成した者の名誉を顕彰。
- ② それに関する権利を保護する。
- ③ その品種のすみやかな普及をはかる。

登録出願 優秀な新品種あるいは新系統を育成した者、またはその相続人が農林大臣に出願し、大臣は農業資材審議会（種苗部会）にはかり、答申に基づいて名称登録を行なうことになっております。育成の実務が法人や公務員の業務に関して行なわれた場合は、その使用者や国または公共団体が育成者の同意を受けて登録を受けることができ、育成者に権利は帰属しないことになっております。

登録の権利 登録期間はかなり短く一般に3年以上10年で大体5年が多いが、第三者は登録者からの許諾がなければ、この名称を使用しての販売行為はできないことになっております。

現在までの出願数は約800件で、登録されたものは、ニューサッポロが第232号で、このうち野菜が約50%、果樹が20%、花きが30%となっております。